

会 議 録

会議名	令和5年度第2回東浦町障害者計画等推進委員会	
開催日時	令和5年10月24日（火） 午前10時から12時まで	
開催場所	東浦町役場3階 合同委員会室	
出席者	委員	加藤恵氏、水野峯雄氏、成田里佳氏、清水明史氏、小野嘉久氏、藤浦ひろ子氏、恒川渉氏、山崎紀恵子氏、榊原和浩氏、清水千鶴氏、間瀬啓太氏、加藤由美子氏、中島修一氏
	事務局	鈴木健康福祉部長、青木児童課長、小田健康課長、瀬之口学校教育課統括課長補佐兼指導主事、鈴木社会福祉協議会地域福祉係長、山田ひがしうら相談支援センター相談支援専門員、三浦障がい支援課長、笹俣障がい支援課長補佐兼障がい支援係長、障がい支援課黒田主査、丸山主査
議題	1 関係団体等ヒアリング結果等について 2 障害者いきいきライフプラン（第4期東浦町障害者計画・第7期東浦町障害福祉計画・第3期東浦町障害児福祉計画）素案について 3 その他	
傍聴者の数	2名	

<p>審議内容</p>	<p>◆事務局 今回、委員 15 名のうち過半数の出席であることから、東浦町障害者計画等推進委員会運営規則第 5 条 2 項に基づき、東浦町障害者計画等推進委員会を開催する。</p> <p>1 あいさつ</p> <p>◆健康福祉部長 (あいさつ)</p> <p>2 議題 (1) 関係団体等ヒアリング結果等について</p> <p>◆事務局 指定障害福祉サービス等における年次整備計画について、令和 6 年度から居住系の共同生活援助で 1 名の定員減、令和 5 年度 11 月から児童発達支援 1 事業所が定員 10 名を増加予定。放課後等デイサービスを令和 7 年度に 1 事業所が検討中。</p> <p>「利用者の困っていること」 児童発達支援・放課後等デイサービスからは、「慢性的に定員オーバーという理由で受けてもらえない日がある」。 相談支援事業所では、「一人暮らしが難しくなってきたが、グループホームの数が少なく、近々の先々が不安。65 歳になると、介護保険が優先となり、使えるサービスが使えなくなる不安。同居の家族（特に親）が要介護状態となり、不安しかない。別世帯の兄弟が障がいの理解が無く、お金を出してくれない等の不満。」。 居宅介護では、「ヘルパー不足で十分な支援が提供されない。強度行動障害に対応できる職員が少ない。送迎してくれる事業所が少ない。緊急時に支援者・事業所が対応してくれるか不安。」。 「事業者の困っていること」 児童発達支援・放課後等デイサービスからは、「燃料費をはじめ、おやつや各種いろいろなものの値段の高騰。支援者の人手不足。」 居宅介護からは、「慢性的なマンパワー不足。最低賃金が高くなることで、ヘルパーさんの働ける時間が減り、人手不足を招く。」。 生活介護・施設入所では、「近年建物・設備の経年による不具合が多数箇所発生しており、特に入浴設備、空調設備の更新には多額の資金が必要になること。電気代の高騰。(食材費や、衛生用品も含め)。大災害時のための蓄電池等の備蓄を求められるが、大変高額で自費購入は厳しい。職員確保。」。 人材不足が一番多く、次に物価の高騰をうけての財政的な負担があげられる。</p> <p>第 1 回東浦町推進委員会後に委員に提出いただいた計画策定に</p>
-------------	--

	<p> 関するご意見・ご要望のまとめについて 「住居のバリアフリー化について」 身体障害のみの適応と要項と読み取れるのですが、精神障害や知的障害にも運用ができるのかどうか？検討ができるのか？ 「タクシー券について」 精神保健福祉手帳所持、在宅1級なので、入院中の患者さんについて、他科受診や地域移行を進める上での移動手段が課題となることがあるので、入院中の患者さんと2級相当でも利用可能と幅を広げることにはできないか？ 「福祉実践教室について」 福祉実践教室のような機会ですら当事者理解を促すためにピアサポーターの活用をしていくことができないか？ 「早期療育の推進」 事後フォロー教室や母子通園の大切さをどうしたら継続できるかの検討。 家族機能が弱い家庭における療育をどこがどう支援していくのか、保育園でも支援できる体制整備も大事。 「障がいサービスについて」 保護者の就労の希望が読み取れる。(大人の日中活動の後や2時間・放課後等デイサービスの夏休み等の早期・延長) また、今後このニーズは増えると予測されるため、検討の必要がある。 将来の見通しが不安という意見が読み取れる。 「生活介護より就労継続支援B型を望まれるのか？」の質問にもあったが、情報提供の場が必要なのではないと思われる。 次期計画への反映法や今後の協議の方法等について、ご検討いただきたい。 (質疑・意見等) ◇委員 計画相談、移動支援については、令和6～8年度も同様にあるのか。基幹相談は引継ぎ同じ法人に委託するのか。 ◆事務局 計画相談、移動支援については、令和6～8年度も同様にある。基幹相談は1年契約であるため、状況が変わらなければ同じ法人に委託する予定。 (2) 障がい者いきいきライフプラン(第3期東浦町障害者福祉計画・第6期東浦町障害福祉計画・第2期東浦町障害児福祉計画)素案について </p>
--	--

	<p>◆事務局</p> <p>障がい者いきいきライフプランは、「第4期障害者計画」「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を包括的に策定するもので、令和6年度～令和8年度の3か年を計画期間とする。</p> <p>【障害者計画】</p> <p>8月の第1回会議でのご意見により、現行計画を引き継ぎ「地域で自分らしく自立した生活が実現できるまち、ひがしうら」を基本理念とする。</p> <p>基本目標は前計画と5つの内容は変わらないが、国の「第5次基本計画」の「各分野における障害者施策の基本的な方向」の順番にあわせた。</p> <p>〈施策の体系〉</p> <p>基本目標1 差別解消及び権利擁護の推進</p> <p>障がいのある方の権利を守り、差別の解消を推進します。</p> <p>基本目標2 安心安全な生活環境の整備</p> <p>安心安全に暮らしていくことができる生活環境を整備するため、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。</p> <p>アクセシビリティとは、施設や設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことをいう。</p> <p>基本目標3 自立した生活支援の推進</p> <p>障がいのある人が住み慣れたまちで自立した生活を送ることができるように、相談支援体制を充実するとともに、きめ細やかな障がい福祉サービスの展開に努めます。</p> <p>基本目標4 障害のある子どもに対する支援の充実</p> <p>障がい児の発達を支援するために、関係機関と連携し、早期療育、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>基本目標5 社会参加の促進</p> <p>就労支援の推進をはかり、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。また、障害者が文化芸術活動に参加するための環境整備や必要な支援を行います。</p> <p>〈具体的な施策〉</p> <p>1 (1)障がいを理由とする差別の解消</p> <p>ア 広報・啓発の推進</p> <p>障がいの理解の促進をはかるため、引き続き広報などでの普及・啓発を進める。</p> <p>また、令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されますので福祉や教育、保健、医療分野など、障がいのある人と接点の多い事業所や機関において、研修への参加を促進するとともに、様々な障害の特性を理解できるような研修内容の充実に努める。</p> <p>イ 福祉教育の推進</p> <p>現在、小中学校や高校で福祉実践教室を実施することで、障がいに対する理解の普及や、地域での助け合いや思いやりの心を育</p>
--	--

	<p>んでいる。</p> <p>令和3年6月バリアフリー法の改正があり、「心のバリアフリー」の推進として、学校教育と連携し児童に対し障害の理解を促進することも示されている。今後も、関係機関と協力して実施していきたいと思う。</p> <p>エ 行政等における配慮</p> <p>障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制に努めるとともに、障害者に配慮した行政サービスの向上に努める。</p> <p>(2)権利擁護の推進</p> <p>東浦町では、知多半島4市5町の共同運営で知多地域権利擁護支援センターに委託をして、判断能力が十分ではない障害者の権利擁護のため後見制度の利用促進に取り組んでいる。今後も、権利擁護支援センターの利用促進や普及啓発に努める。</p> <p>イ 障害者虐待の防止</p> <p>障害者虐待防止法は、平成24年に施行され、障害者に対する虐待の禁止、虐待を防止するための施策、虐待を受けた障害者の保護、自立の支援、養護者の支援等が定められている。</p> <p>東浦町障がい支援課内に設置されている「障害者虐待防止センター」の周知を図り、地域の関係機関と連携し、虐待対応に対する体制強化をはかる。</p> <p>2 (1) 安心安全な生活環境の整備</p> <p>ア 誰もが生活しやすい街づくりの推進</p> <p>障がい者の安心、安全な地域生活を確保するために、公共施設等のバリアフリーを推進するとともに、誰もが快適に生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。</p> <p>(2)移動しやすい環境の整備</p> <p>ア 移動手段の充実</p> <p>障がい者の外出や社会参加のためには、移動しやすい環境が必要。</p> <p>外出、余暇活動等の社会参加の支援をするためにも公共交通機関の利用の配慮に努める。</p> <p>(3)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援</p> <p>ア 情報アクセシビリティの向上</p> <p>アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。</p> <p>令和4年に施行された「障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現をめざすもの。</p> <p>障がい者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮した情報提供を行う。</p> <p>また、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、</p>
--	--

	<p>意思疎通支援の充実を図る。</p> <p>(4) 防災・防犯の推進</p> <p>ア 防災等対策の推進</p> <p>災害発生時の安否確認や避難誘導、避難所等での障害者への配慮など災害発生時における課題を整理し、早急な支援体制の整備が必要。</p> <p>令和5年度からは、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する。</p> <p>イ 防犯対策の推進</p> <p>障害者が犯罪行為やトラブルに巻き込まれるケースもあり、防犯対策の推進に努める。</p> <p>3 (1) 相談支援体制の充実</p> <p>障がい者やその家族の一般的な相談から専門的な相談まで、様々な相談に対して適切に支援できるよう、基幹相談支援センターである障害者相談支援センターを中心に、関係機関と連携し相談支援体制の充実をはかる。</p> <p>(2) 福祉サービスの充実</p> <p>障がいがある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障害特性や程度に応じ、必要な支援を受けられる様々な福祉サービスの充実が求められる。</p> <p>ライフステージを通じて切れ目ない各種サービスの提供を図り、地域で安心して暮らせる生活を支援する。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>障がいの特性、年齢等に関係なく、支援が必要な方を対象とした重層的支援体制整備事業を推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指す。</p> <p>4 (2) 療育支援体制の充実</p> <p>妊娠期から、障害の早期発見、早期治療、早期療育に対する支援を行うため、保健センターや児童発達支援事業所、総合子育て支援センター等の関係機関と連携を強化し、必要な療育・相談が受けられる体制の整備を行う。</p> <p>(3) 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援</p> <p>医療的ケアが必要な児でも地域で必要な支援が受けられるように、関係機関と連携し、医療的ケア児等コーディネーターが調整し、適切な支援に努め、体制を整備する。</p> <p>(4) 特性に応じた教育の推進</p> <p>特別な支援を要する児童や生徒に対し、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていくため、特別支援教育を充実し、インクルーシブ教育システムを推進する。</p> <p>障がいの有無に関わらず、可能な限り、共に教育が受けられるように整備を勧める。</p> <p>5 (1) 文化芸術・スポーツ等の振興</p> <p>障がい者の芸術や文化活動への参加を通じて、障がい者の生活</p>
--	---

を豊かにするとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図る。
(2)就労支援・定着支援の充実

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠です。就労の機会を確保し、就労を通じた社会参加を実現する。

一般就労が難しい障がい者に対し、就労継続支援などの障害福祉サービスの給付を行い、就労へ向けた訓練と自立促進を図る。

また、農業分野での就労を通じて、障害者の自信や生きがいを創出できるように「農福連携」を推進する。

また、障害者が生きがいを持って就労できる環境づくりに努める。

【障害福祉計画・障害児福祉計画】

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づいた計画。児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」と包括的な計画として位置づけ、令和6年度から令和8年度までの3年間で「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」として策定。

本計画の策定にあたり、国が示す「障がい者が地域で暮らせる社会」、「自立と共生の社会」の実現を目指し、7つの基本理念に基づいて作成。

基本理念実現を目指す目的として、障がい者・児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等及び障害児支援等を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的としている。7つの成果目標を設定している。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

本町の令和4年度末の施設入所者数から、国の指針に基づいた町目標を記載。

令和4年度末現在の施設入所者数は24人、国の基本指針に基づき、2人の地域移行を目標とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者だけでなく、自治体を中心とした精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進が必要。

東浦町障がい者自立支援協議会のワーキング内で、保健・医療・福祉関係者による協議の場を推進する。また、国の指針に基づき、精神障害者の地域移行4人を目標とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を福祉施設に付加した整備が必要。令和4年度に地域生活支援拠点マニュアルを作成し、支援体制や緊急時の連絡体制の整備を行った。

拠点等における必要な機能を適切に実施し、運用状況の検証及

	<p>び検討を行うとともに、強度行動障害のある方の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</p> <p>(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行</p> <p>町内には、就労継続支援B型の事業所はあるが、就労移行支援及び就労継続支援A型の事業所がない。障がい者の自立に向けて更なる取り組みが必要。</p> <p>関係機関との連携を図り、就労系サービス等の開拓を行っていくとともに、一般就労・雇用支援策について、地域における理解の促進を図る。目標値は、国の基本方針に基づいた数値を目標とする。</p> <p>(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制構築</p> <p>1 訪問系サービス</p> <p>重度訪問介護は令和4年度の実績はあったが、令和5年度は、利用見込みはない。また、同行援護、行動援護の利用者数は横ばい。居宅介護は、今後も増加を見込んでいる。</p> <p>事業所が人材確保や質の向上を図ることができるように支援する。</p> <p>2 日中活動系サービス</p> <p>生活介護、就労移行、就労継続支援A型、B型は見込みとして増加すると考える。また、令和6年以降に就労選択支援が新たなサービスとして新設される。</p> <p>福祉施設利用者の一般就労への移行を促進し、事業所との調整・会議等を継続して行う。</p> <p>3 居住系サービス</p> <p>町外からの利用者も多く、必ずしも入所希望に添えない状況。共同生活援助、施設入所支援ともに今後も増加傾向で目標を設定。</p> <p>4 相談支援</p> <p>今後も計画相談支援、地域相談支援は増加傾向。特に地域相談支援は、事業所の支援体制が整ってきており、増加している。現在、指定特定相談支援事業所数も5箇所増加し、セルフプラン率も徐々に減少傾向。</p> <p>各事業所の相談支援専門員を対象とした研修を開催し、支援の充実を図る。また地域移行支援や地域定着支援が受けられるように、事業所と連携し、利用促進を図る。</p> <p>(4) 障害児相談支援</p> <p>現在、町立の児童発達支援事業所である、なかよし学園のみを利用している児童については、保護者作成のセルフプランで利用しているが、それ以外のすべて、町内外の相談支援事業所作成の支援利用計画が作成。</p> <p>計画の見込み数は、令和5年5月に児童発達支援センターが開所したことにより児童の相談に対応可能な事業者が増えたことを</p>
--	---

	<p>加味して件数を設定。</p> <p>(5) 障害児通所支援</p> <p>現在、児童発達支援3事業所、放課後等デイサービス5事業所があるが、共働きの家庭が増え、制度が周知され、様々な障害状態の児童から利用希望があるため、常に定員一杯の状態の事業所が多く、事業所の不足感が否めない。</p> <p>必要なサービスを受けることができるよう、町内法人・事業者との情報共有を行いつつ、知多圏域内の事業所へも協力を仰ぎ、必要な支援を確保する。</p> <p>7 障害児支援の提供体制の整備</p> <p>(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域参加への参加・包容の推進</p> <p>児童発達支援センターと連携して地域参加等の体制構築に向けて協議をする。</p> <p>また、町内の保育園や放課後児童健全育成事業（通称児童クラブ）でも引き続き必要に応じて受け入れする。</p> <p>(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>町内に重症心身障がい児を主に支援する事業所はないが、知多圏域内の東海市に「にじいろのいえ」が開設された。連絡調整を図りながら、必要な児童を利用につなげられるようにする。</p> <p>(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置</p> <p>令和4年12月に知多圏域の医療的ケア児支援センターとして「にじいろのいえ」が開設された。</p> <p>本町は、医療的ケア児が増加傾向。当該センターの協力を受けながら、コーディネーターを中心に、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関で連携し、地域の実情に応じて必要な支援体制の整備を図る。</p> <p>8 地域生活支援事業</p> <p>(3) 相談支援事業</p> <p>重層的支援体制整備事業を令和4年度から開始し、地域共生社会の実現に向けた体制整備等を推進する。</p> <p>(8) 移動支援事業</p> <p>利用時間及び利用人数ともに今後も増加傾向と考えられる。</p> <p>(9) 地域活動支援センター事業</p> <p>今後も利用者数は増加傾向。定住自立圏での相互利用の検討を令和6年度から実施する準備をしている。</p> <p>(10) 日中一時支援事業</p> <p>現在、登録事業所は18箇所あり、増加傾向であるが、受け入れ可能な事業所が不足しており、十分に応えられていない状況。今後も利用者数は、増加傾向と考える。</p>
--	--

	<p>(質疑・意見等)</p> <p>◇委員 重層的支援体制整備事業について詳しく説明してほしい。本町でどのように実現しようとしているのか。</p> <p>◆事務局 重層的支援体制整備事業は、①相談支援、②参加支援、③地域づくりの3つの支援を一体的に行うもの。</p> <p>① 相談支援 断らない相談を、社会福祉協議会と役場で行っており、世帯を関係機関と連携して各機関へつないでいる。</p> <p>② 参加支援 地域でのサロンやボランティア、NPO 等、集いの場で、困りごとを拾い上げ、関係機関へつなげている。</p> <p>③ 地域づくり 地域の中で集いの場を作り、地域醸成に努める。 以上の3つを一体的に考え、その人らしく暮らしていける体制整備を行っている。</p> <p>◇委員 断らない相談について、重層的支援体制整備事業の図のどこにあたるのか、ファーストキャッチはふくし課か CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）であるといいのか。</p> <p>◆事務局 他市町は総合相談窓口があるところがある。東浦町は、各相談機関がキャッチし、世帯で埋もれている課題を整理し、関係機関へつないでおり、連携会議を行っている。制度の狭間は CSW が支援している。</p> <p>◇委員 事業所ヒアリングの内容や委員からの意見についての回答は。</p> <p>◆事務局 計画内容に補うか、東浦町障がい者自立支援協議会で課題として話し合うことになる。</p> <p>◇委員 居場所を実施しているが、1か月くらい来ない人がおり、心配で CSW や包括支援センターなどにつないでいる。住民が発見し、気づき、支えあう意識は重要。</p>
--	---

	<p>◇委員 アンケート結果より、情報がほしいという意見が多い。特にライフステージの変化の時期に情報提供に機会を準備できる工夫が必要か。 差別解消法の範囲が来年から拡大することを記入し、周知や啓発に取り組めるといい。 避難行動要支援者について、来年度から個別避難計画の作成が義務づけられるため、どのように取組するのか、計画に記入があるといいか。 子ども家庭庁との絡みも検討し、示すといいか。 総合相談が毎年1,000件単位で増えている。委託の人数の増加を含めて計画相談等の役割分担も改善の余地があるのか。 指定相談の事業所が5か所に増えたことは喜ばしい。次の段階として質の確保や継続する仕組みが必要。一人の相談員が孤立しない仕組みに目を向けるといい。</p> <p>◇委員 「特別支援教育の充実・就学支援の充実」から「インクルーシブ教育システムの推進」に具体的施策が変更しているが、内容はすべて継続となっているが、なぜか。</p> <p>◆事務局 再度内容を確認する。</p> <p>◇委員 インクルーシブ教育としては通常の学級も含めると思うが、本文は「特別支援教育に携わる教員の…」とあるが、表では「全ての教職員が…」となっている。書き分けているのはなぜか。</p> <p>◆事務局 関連のある内容に修正する。</p> <p>◇委員 聾学校の学校名は、「ひがしうら校舎」。 中学部からは名古屋聾学校ではないか。 「難聴障がい」ではなく、「聴覚障がい」が一般的ではないか。</p> <p>◆事務局 確認し、修正する。</p> <p>◇委員 「現状と課題」、「実績と見込」が見開きで見えるレイアウト</p>
--	--

	<p>に、行数を減らすなど、工夫すると見やすくなるのではないか。</p> <p>◇委員 精神保健福祉法の改正で、虐待などが取り上げられているが、課題としては目の前のことのほうが必要。病院も地域移行や地域定着を考えており、グループホームの方に相談することもあると思う。</p> <p>◇委員 計画相談が進み、セルフプランが減少し、うれしく思う。利用人数も増えており、児童発達支援センターはるかぜと連携して解消できるといい。</p> <p>◇委員 家族会について、会員が減少している。協力をお願いしたい。</p> <p>◇委員 避難行動要支援者について、避難所についてどこかハッキリしていない人がいる。福祉避難所はしっかり確保し、動きをとってほしい。</p> <p>◇委員 人材不足が課題。どうすれば人が集まるのか、働いてもいい人がいたら協力してほしい。</p> <p>◇委員 人材不足。思う様にならない、先行きがくらいと思う。社会福祉協議会の福祉実践教室をもう少し見直しをするといいか。 お互いに支えあう社会につながるといい。</p> <p>◇委員 30年支えあい事業をしているが、最低賃金の改正により心苦しいが料金を改正した。ご理解をいただきたい。 自分たちが町で何ができるのか考えていきたい。</p> <p>◇委員 ニーズに対して施設が不足しているが、人材不足。質の確保が難しい。以前行っていた日中一時や移動支援が人材不足で休止している。</p> <p>◆事務局 助け合い事業には助けられている。兄弟の支援までできていない、障害福祉サービスだけではできないことを支えあい事業で補</p>
--	--

	<p>っていることもある。</p> <p>委員の皆様からの意見の集約を、再度、事務局で修正、検討させていただきます。</p> <p>パブリックコメントの期間を12月15日(金)から1月15日(月)を予定しており、時間的な制約もあるため、事務局検討結果については、委員長一任でどうか。</p> <p>◇委員 異議なし。(拍手多数)</p> <p>◆事務局 本日配布した意見書について、11月1日までに障がい支援課に提出。意見書の下段に本計画の表紙案の意見を伺う。当事者の作品等を掲載希望される場合は提出して頂きたい。</p> <p>次回の第3回の推進委員会は、2月27日午前に開催予定。</p> <p>(閉会)</p>
--	--

